

○国立市介護保険運営協議会規則

平成12年3月30日規則第19号

改正

平成18年3月31日規則第12号

平成20年10月31日規則第30号

平成24年3月30日規則第22号

平成28年12月22日規則第79号

平成29年9月5日規則第29号

国立市介護保険運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、国立市介護保険条例（平成12年3月国立市条例第5号）第18条の規定に基づき、国立市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営協議会の職務)

第2条 運営協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく国立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画である国立市高齢者保健福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 介護サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること。
- (3) 低所得者対策に関すること。
- (4) 介護認定の適正化に関すること。
- (5) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (6) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営その他の高齢者福祉に関すること。

(諮問事項の通知)

第3条 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(答申)

第4条 運営協議会は、市長から諮問を受けたときは、速やかに答申しなければならない。

(組織)

第5条 運営協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 第1号被保険者 2人
- (2) 第2号被保険者 2人
- (3) 介護に関し学識又は経験を有する者 6人
- (4) 居宅介護支援事業者又は介護サービス提供事業者 4人

2 委員の任期は3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、この限りではない。

(会議)

第8条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。この場合において、第5条第1項第1号及び第2号に規定する委員の1人以上が出席していなければならない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、別に定める場合は、非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書に規定する事項その他会議の公開に関する事項は、会長が運営協議会に諮ってこれを定める。

(検討部会)

第10条 運営協議会は、第2条第1号に規定する国立市介護保険事業計画及び国立市高齢者保健福祉計画の策定（次条において「計画策定」という。）に係る調査及び審議において、会長が必要と認めるときは、検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

- 3 検討部会は、必要があると認めるときは、検討部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(他の会議との連携)

第11条 運営協議会は、計画策定に関し審議する事項について、国立市在宅療養推進連絡協議会その他の関係団体に意見を求めることができる。

(庶務)

第12条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年10月31日規則第30号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年12月22日規則第79号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

付 則 (平成29年9月5日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。